

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件

- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件
- 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件
- 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称を変更した旨届出があった件

一 二 三 四 五 六

告 示

福島県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイン薬局	会津アピオ店	会津若松市インター西七四―二	令和二年二月

アイン薬局	ハート会津店	会津若松市河東町谷沢字十文字七四―二	同日	三年三月
クスリのアオキ白虎町薬局	会津若松市会津都市計画事業扇町土地区画整理事業五一九街区六画地	同日	一年六月	
のぞみ薬局	会津若松市湯川町一―六二	同日		
国分内科クリニック	須賀川市塚田一二五	同日	一年三月	
福田歯科医院	喜多方市字西四ツ谷三二五	同日	令和元年八月	
泉町薬局	相馬市中村字泉町一四―四	同日	令和二年四月	
アイン薬局	相馬市沖ノ内一―二―一五	同日		
アイン薬局	相馬市中村字荒井町四四	同日		
アイン薬局	相馬市沖ノ内二―一―六―六	同日		
のぞみ薬局	相馬市新沼字坪ヶ迫一三五―八	同日	一年六月	
二本松ウイメンズクリニック	二本松市亀谷一丁目二七五―四	同日	一年四月	
二本松訪問歯科医院	二本松市油井字川原二一九―一	同日	一年三月	
駒場内科医院	南相馬市原町区三島町二丁目二〇	同日	一年五月	

南相馬ホームクリニク	南相馬市原町区栄町二丁目三二	同日	年四月
河田歯科医院	南相馬市原町区栄町三二六五	同日	年一月
遠藤内科医院	伊達郡桑折町字陣屋一一六	同日	年五月
医療法人青い海 歯科医院	伊達郡国見町藤田町尻二二二一一	同日	年三月
ファミリー薬局	伊達郡桑折町字堰合二二一九	同日	年四月
柳津町国民健康保険診療所 西山出張所	河沼郡柳津町大字砂子原字居平四〇六	同日	年五月
アイン薬局 会津美里店	大沼郡会津美里町高田甲二六二九一五	同日	年四月
せとまち薬局	大沼郡会津美里町字瀬戸町甲三二二六九一二	同日	年六月
西山医院	田村郡三春町字御免町一七九	同日	年四月
鈴木繁診療所	双葉郡檜葉町大字下繁岡字赤粉一一一	同日	年五月
ならは薬局	双葉郡檜葉町大字北田字中満二八九一四	同日	年六月
なごみケア訪問看護ステーション	田村郡三春町字大町一〇六一一	令和元年一 月一日	

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
令和二年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

名	変更前	変更後	所在地
こくぶ薬局山鹿店	アイン薬局山鹿店	会津若松市山鹿町四二二〇	
ありす薬局	アイン薬局湯川店	会津若松市湯川町一一五四	
こくぶ薬局本店	アイン薬局会津中央店	会津若松市鶴賀町一一四	
こくぶ薬局鶴賀店	アイン薬局鶴賀店	会津若松市一箕町大字鶴賀字堤一一七〇	

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
令和二年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

名称	変更前	変更後
名 称	変 更 前	変 更 後
所 在 地	所 在 地	所 在 地

医療法人 こんの小児科	須賀川市中宿二〇二	須賀川市中宿三四六
たけうち調剤薬局駅前店	須賀川市栄町八九一五	須賀川市栄町二七二
チエリー調剤薬局	須賀川市西川字後田七八一八	須賀川市西山寺町二二九
まつぎき内科胃腸科クリニック	田村市常葉町西向字米粉原八	田村市大越町下大越字上田五五
医療法人 創研究会 新地クリニク	相馬郡新地町谷地小屋字外形一五五	相馬郡新地町駅前二丁目一〇

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人 五星会 星皮膚科胃腸科医院	会津若松市大町一―三十一六	平成三二年一月三一日
医療法人 鈴木内科・消化器科クリニク	会津若松市大町二丁目二―二〇	令和二年五月一日
けいこ歯科	会津若松市材木町一―九―四五	平成三二年三月三一日
葵調剤薬局 アピオ店	会津若松市インター西七四―二	令和二年一月三一日
さくら薬局 会津若松店	会津若松市湯川町一―六―二	令和二年三月

エール薬局千石店	会津若松市東千石二丁目四―三	令和元年九月三〇日
エール薬局門田店	会津若松市建福寺前九―一八	同 日
ハート調剤薬局 会津店	会津若松市河東町谷沢字十文字七四―二	令和二年二月二十九日
エール薬局十文字店	会津若松市河東町谷沢字十文字四〇―二	令和元年九月三〇日
エール薬局河東店	会津若松市河東町郡山字村西一五―三	同 日
ブリッジ調剤薬局鶴賀店	会津若松市一箕町大字鶴賀字堤二―六八	令和二年二月二十九日
柳津町国民健康保険診療所 西山出張所	河沼郡柳津町大字砂子原字居平二四〇―三	令和二年五月六日
あい調剤薬局 旭店	白河市旭町二―四七	令和二年四月一〇日
国分内科クリニック	須賀川市中宿四四五	令和二年二月二十九日
須賀川スカイ薬局	須賀川市森宿字狐石二二九―四五	令和元年九月三〇日
福田歯科医院	喜多方市字西四ッ谷三二五	令和元年七月三一日
医療法人 佐原病院 附属高郷診療所	喜多方市高郷町上郷字馬場頭戊二―二五	令和元年九月三〇日
井口医院	相馬市中村字桜ヶ丘二七	平成三〇年二月

すわん薬局原町店	リフレ薬局 原町店	河田歯科医院	南相馬市立小高病院	安齋歯科医院	二本松ウイメンズクリニック	医療法人ダザイ胃腸科内科 医院	パーム薬局泉町店	さくら薬局 相馬店	エルム調剤薬局相馬店	パーム薬局東相馬店	パーム調剤薬局相馬店	門馬歯科医院	
南相馬市原町区東町一七七一三	南相馬市原町区西町一五四一一	南相馬市原町区栄町三三六五	南相馬市小高区東町三丁目八	二本松市東町四五	二本松市亀谷一丁目二七五―四	二本松市表一丁目四九五―一	相馬市中村字泉町一四―四	相馬市新沼字坪ヶ迫一三五―八	相馬市沖ノ内一―二―五	相馬市沖ノ内二―二六―六	相馬市中村字荒井町四四	相馬市中村字北町三〇―三	
平成二八年八月	令和元年七月 三一日	令和元年二 月三一日	令和元年一〇 月三一日	同 日	令和二年三月 三一日	令和二年五月 二三日	同 日	同 日	同 日	同 日	令和二年三月 三一日	令和元年二 月一日	月二八日

富永歯科医院	エール薬局中島店	福田歯科医院	医療法人佐藤整形外科医院	ファミリー薬局	安田歯科医院	十二社クリニック	遠藤内科医院	エール薬局高木店	大道寺歯科医院	医療法人国分整形外科医院	エール薬局伊達店	コスモ調剤薬局 小高店	
石川郡浅川町大字浅川字大明塚一	西白河郡中島村大字滑津字一ツ山三 七―一	大沼郡会津美里町字高田甲二八四三	河沼郡会津坂下町字石田一五四―一	伊達郡桑折町字堰合二二―九	伊達郡川俣町字中丁二	伊達郡川俣町大字羽田字十二社五― 一	伊達郡桑折町字陣屋一―六	本宮市高木字平内七四―一	本宮市本宮字中條八四	本宮市本宮字仲町一八	伊達市岡前二〇―四	南相馬市小高区上町二一―四―二	
令和元年八月	令和元年九月 三〇日	令和二年三月 二六日	令和元年九月 三〇日	令和二年三月 三一日	令和元年一 月三〇日	令和二年四月 六日	令和二年三月 三一日	令和元年九月 三〇日	令和元年九月 三〇日	令和元年二 月三一日	令和元年九月 三〇日	令和元年一 月三〇日	月三一日

福島県告示第五百七十九号

(社会福祉課)

名 称	所 在 地	休止年月日
上町内科皮膚科クリニック	南相馬市小高区上町二二二五	令和元年二月二日
南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁目八	令和元年八月一日
渡辺クリニック	南相馬市原町区西町一丁目五〇	令和元年一月一日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第五百七十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
 令和二年九月一日

(社会福祉課)

西山医院	田村郡三春町字御免町一七九	令和二年三月三十一日
栗山歯科医院	双葉郡浪江町大字権現堂字町頭二二	平成三十二年三月一日
山形薬局	双葉郡浪江町大字権現堂字新町三四	平成三十二年一月三十一日
松屋薬局	双葉郡富岡町中央二丁目二二二	平成三十二年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。
 令和二年九月一日

(社会福祉課)

名 称	所 在 地	再開年月日
豊嶋歯科医院	双葉郡浪江町権現堂字南深町八一二	平成三〇年八月一日
穴田歯科医院	双葉郡富岡町夜の森南三丁目五四	令和二年四月十三日

福島県告示第五百八十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
 令和二年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

(社会福祉課)

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 美智子	須賀川市古館一四一七一	リーフマッサージ治療院 郡山店	郡山市字北畑二六八一	令和二年一月四日
菅野 勝浩	伊達郡川俣町鶴沢字東三九一	マッサージ治療院 ネットワーク	伊達郡川俣町字館ノ腰一一一	令和二年四月十五日

福島県告示第五百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
深谷 範子	須賀川市北山寺町二二三二 クラウンハイムII一〇一	訪問医療マツサージKEiROW須賀川ステーション	須賀川市北上町五三一四	令和元年七月一日
稲垣 昇大	東白川郡矢祭町東館本九一	矢祭げんき整骨院	東白川郡矢祭町東館本九一	令和二年三月九日

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
松本 恭介	田村郡三春町鷹巣字坊之内九六一二	まつもと接骨院	田村郡三春町鷹巣字坊之内四〇一一	令和元年八月一日
新井 隆広	白河市郭内二二二〇一	ココロ整骨院	白河市郭内二二二	令和元年九月一日

稲垣 昇大

東白川郡矢祭町東館本九一

矢祭げんき整骨院

東白川郡矢祭町東館本九一

令和二年三月九日

大藤 健佑

二本松市渋川字下払川二〇一二

二本松整骨院

二本松市若宮二丁目一五四一

令和二年四月一日

高倉 貴浩

須賀川市桜岡六五二〇

つかだ整骨院

白河市旭町二丁目二四四一

令和二年五月四日

齋藤 洋介

石川郡石川町大字双里字宮ノ前五 サンライズグロブ一〇一

名倉堂 さいとう鍼灸接骨院

石川郡石川町大字双里字桜町三七一一

令和二年六月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十三号

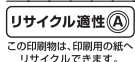
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称を変更した旨届出があった。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	名称		所在地
		変更前	変更後	
紺野 美香	二本松市戸沢字道長内二〇	かまた鍼灸整骨院 芳賀院	Koishizawa 整骨院	郡山市芳賀三丁目一一二六

(社会福祉課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷